

議 第 30 号
令和5年4月27日提出

熊本市立野外教育施設運営協議会委員の委嘱について

熊本市立野外教育施設運営協議会委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市立野外教育施設条例(昭和50年条例第13号)第9条の規定により、熊本市立野外教育施設運営協議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立野外教育施設運営協議会委員名簿（案）

（敬称略・順不同）

区分	氏名	所属団体・役職等	備考
学識経験者	大西 康伸	熊本大学大学院 先端科学研究部 教授（一級建築士）	
学校教育 関係者	池田 由美	熊本市立田迎南小学校 校長 熊本市教科等研究会（生活科・総合 的な学習の時間代表）	新規
社会教育 関係者	内田 淑子	熊本県キャンプ協会 理事	
社会教育 関係者	本田 奈緒子	熊本 Y M C A 御船町スポーツセンター所長 （前阿蘇キャンプ場所長）	
社会教育 関係者	山本 一郎	熊本市子ども会育成協議会 会長	
社会教育 関係者	清田 晃子	熊本市 P T A 協議会 常任理事	
地元代表	西村 一弘	芳野校区自治会連合会 会長	
地元代表	鑪 和昭	河内校区自治協議会 事務局長	
行政	下大迫 伸一	熊本森林管理署 森林技術指導官	
公募委員	荒川 紀代子	社会教育士、野外活動指導者	

任期：令和4年（2022年）10月1日～令和6年（2024年）9月30日

関係法令（参考）

熊本市立野外教育施設条例〔地域教育推進課〕

昭和 50 年 3 月 19 日

条例第 13 号

（運営協議会）

第 9 条 野外教育施設の運営を効果的に行うため、熊本市立野外教育施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、10 人以内とし、委員会が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し 必要な事項は、委員会が別に定める。

(昭 51 条例 23・追加、平 9 条例 16・旧第 10 条繰上・一部改正、平 16 条例 27・一部改正)

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則〔教育政策課〕

昭和 27 年 11 月 14 日

教委規則第 6 号

（事務の委任）

第 1 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

(2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。

(3) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。

(4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)に基づく教科用図書の採択に関すること。

(5) 人事の一般方針を定めること。

(6) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(7) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。

(8) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。

(9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。

(10) 教育予算の見積りを決定すること。

(11) 文化財を指定し、又は指定を解除すること。

(12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。

- (13) 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 通学区域を定めること。
- (15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (16) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

(昭 34 教委規則 3・昭 38 教委規則 1・昭 40 教委規則 2・昭 59 教委規則 12・昭 61 教委規則 11・昭 62 教委規則 3・昭 62 教委規則 37・平 4 教委規則 5・平 5 教委規則 4・平 6 教委規則 2・平 7 教委規則 11・平 7 教委規則 15・平 9 教委規則 9・平 13 教委規則 6・平 14 教委規則 13・平 16 教委規則 5・平 18 教委規則 11・平 19 教委規則 9・平 20 教委規則 11・平 23 教委規則 9・平 27 教委規則 9・平 29 教委規則 1・令 2 教委規則 2・一部改正)